

平成25年度 事業計画書

自 平成25年 7月 1日

至 平成26年 6月30日

一般社団法人 流動化・証券化協議会

目 次

I. 平成25年度事業計画の基本方針	2
II. 委員会・WGの活動について	2
(1) 全般	2
(2) 法制関連	3
(3) 会計・税務関連	3
(4) 市場関連	4
III. 講座・セミナーの活動について	5
(1) 実務セミナー	5
(2) 基礎講座	5
(3) 実践講座	5
IV. その他の活動について	5
(1) 意見書の作成・提出	5
(2) 国内外の市場関係者、関係機関等との交流及び協力関係の強化	5
(3) その他会合の開催	6
(4) 調査研究の受託	6
(5) 会員への情報発信、情報の共有化	6
(6) その他	6

I. 平成25年度事業計画の基本方針

- ・ 当協議会は、「資産の流動化及び証券化に関する市場並びに金融・資本市場の健全な発展に寄与すること」という定款の目的に資するため、「資産の流動化及び証券化並びに金融・資本市場に関する調査・研究」、「内外関係機関等との交流・協力」、「普及・啓発」、「政策提言」等の事業を実施する。
- ・ 具体的には、各委員会・小委員会・ワーキンググループ（WG）（以下、「委員会・WG」という）の活動により、流動化・証券化並びに金融・資本市場に係る近時の諸課題に対する議論を深めて積極的に提言等を行う。
- ・ また、講座・セミナーの実施により会員の知識の取得、啓蒙を図ると共に、会員に対する情報発信等の充実を図る。取り上げるトピックについては、制度改革の動向や市場環境の変化、新たなファイナンス手法の動向等を的確に把握した上で設定する。また、流動化・証券化実務に携わる人材育成を強化する観点から、中堅層の社員（職員）を主な受講対象とした新たな研修サービスを開設する。
- ・ バーゼル銀行監督委員会を中心に進められている国際的な金融規制への対応は、従前にも増して重要性を帯びているため、国内外を問わず、様々な市場関係者、関係団体等の協力を仰ぎ、連携を深めながら実施していく。
- ・ より多くの市場関係者に当協議会への参加を促し、より広範な意見の集約、情報発信に努め、資産の流動化・証券化並びに金融・資本市場の健全な発展に寄与する。

II. 委員会・WGの活動について

(1) 全般

- ・ 流動化・証券化を取り巻く環境の変化等に迅速に対応するために、随時、委員会・WGの新設、廃止を含めた体制の見直しを行い、より円滑な活動を実施するための体制整備に努める。
- ・ 各委員会・WGの委員は、取り上げるトピックに知見を有する者を会員の役職員から選定するか、あるいは委員への就任を希望する会員の役職員を募集することにより決定し、委員の改選は各委員会・WGで検討する。また、トピックの内容に応じて、会員外の者が委員に就任することを認める。
- ・ 委員会・WGの活動は原則として協議会内において公表することとし、委員会等への会員の傍聴参加を認めるとともに、会員専用ホームページ等を通じた情報の共有を行う。但し、取り上げるトピックや議論の内容等に応じ、やむを得ない場合は、協議会内での活動の公表、情報の共有の可否を各委員会・WGの判断に委ねる。
- ・ 案件の特殊性に鑑み、対応に極めて迅速性が要求されるような場合や、現状設置されている委員会・WGに受け皿とないものがない場合等のやむをえない場合は、当協議会の運営全般について協議する場である運営委員会において承認を得た上で、同委員会直轄の位置付けのWG等を設置できることとする。
- ・ 委員会・WGの活動の成果（検討結果）については、各委員会・WGの責任において取りまとめを行い、必要に応じてパブコメ意見書等の提出を行うほか、

内容に応じて積極的に公表する。

- ・ 法制、会計・税務、市場の各分野別ではなく、横断的な検討が適切であると認められる場合は、合同で会合を開催するなど柔軟な運営を可能とする。
- ・ 委員会・WGの活動の成果を用いたセミナーの開催、成果物の出版等を通じて会員への知見の還元に取り組む。

(2) 法制関連

① 金融関連法制ディスカッションWG

- ・ 同 WG 委員の所属する法律事務所のご協力を得て、流動化・証券化並びに金融・資本市場に係る幅広い法的論点に係る発表を行い、その発表内容を基に委員間のディスカッションを行うことにより、様々な法的課題の対応への示唆を得る。
- ・ 各法律事務所により作成された発表用のレジュメや、ディスカッションを通じて何らかの成果の取りまとめがなされた場合は、当協議会の会報誌等に掲載することにより、広くその成果を周知していく。

② 民法改正 WG

- ・ 前年度は、証券化実務の観点から、「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」に対してパブコメ意見書を提出するための活動を実施し、本年 6 月 17 日付で意見書を提出した。
- ・ 本年度は、当面、中間試案のパブコメ実施後の法制審議会民法（債権関係）部会の審議状況を注視していくこととするが、要綱案の取りまとめに先立ち、平成 26 年 7 月末までに「要綱仮案」が取りまとめられる予定であるため、審議の状況次第では、本 WG としての意見表明を行うことも視野に入れて検討を行うこととする。

(3) 会計・税務関連

① 会計税務委員会

- ・ 会計小委員会、税務小委員会の親委員会として、両小委員会の運営が「証券化市場の活性化」の目的を達成するために円滑に機能するようコントロールすることを中心に以下の役割を担う。
- ・ 両小委員会の運営に係る企画・諮問を行う役割、会計及び税務に係る横断的な課題が生じた場合に議論を行う役割、情報ネットワークの場としての役割。

② 会計小委員会

- ・ 会計制度の側面から、証券化市場を発展させるために以下の活動を中心に行う。
- ・ IFRS を中心とする、会計制度の国際化や変更等に関して、証券化取引の実態を勘案した適正な制度設計・運用の観点から検討を行い、状況に応じて制度設計者との意見交換、働きかけ等のアクションを行う。

③ 税務小委員会

- ・ 税制面から、証券化市場を発展させるために以下の活動を中心に行う。
- ・ 国内における税制の変更に関して、証券化取引の実態を勘案した適正な制度設計、運用の観点から検討を行い、状況に応じて制度設計者への働きかけ等のアクションを行う。

(4) 市場関連

① 市場委員会

- ・ 証券化市場、金融・資本市場における諸課題は、論点が広範に及ぶため、個別の議論は下部組織の小委員会・WG において行うこととし、本委員会は、必要に応じて、下部組織の活動への助言や活動の報告を受ける場とする。

② 証券化の新しい枠組検討小委員会

- ・ 証券化市場の再構築に向けた議論と行動の場を確保することを目的として設置しているが、本小委員会の目的・役割を一部見直し、既存の流動化・証券化取引の枠にとらわれない、新しいファイナンス取引の動向やそのニーズ等に関する情報の共有を中心とした活動を行う。

③ アジアにおける証券化 WG

- ・ 本邦オリジネーター・アレンジャーが、アジア市場において証券化取引を行う際の諸課題に関する相互理解を深めることおよび課題認識を共有すること等を目的として設置している。
- ・ 市場規模や今後の市場の有望性に鑑み、中国を主たる検討対象としているが、中国との関係においては、引き続き領土問題等も尾を引いているため、中国に限定せず、オーストラリアなど他の国々も対象とし、証券化に係るフォーラムや現地の証券化に実績のある法律事務所等との連携を模索しながら、実態把握、課題・論点の抽出等を行っていく。

④ 証券化技術を使ったバンキングWG

- ・ 本年度も引き続き、流動化・証券化取引に示唆を与えると思われるトピックを幅広い観点から取り上げ、有識者によるプレゼンテーションおよび質疑応答、意見交換を行うことによって議論を深めていく。
- ・ 本 WG が、平成 21 年 6 月から調査を実施している ABCP/ABL の市場把握を目的とした「ABCP/ABL 統計調査」については、引き続き四半期ごとに実施して数値の蓄積を行うこととし、当協議会ホームページへのアップロード等による公表を行う。

Ⅲ. 講座・セミナーの活動について

(1) 実務セミナー

会員の役職員に対して、流動化・証券化並びに金融・資本市場に関連するタイムリーな情報提供、制度改正等の周知等を図るために、「実務セミナー」を開催する。テーマは、流動化・証券化並びに金融・資本市場の近時の動向や、法制度の改正動向、会計・税制の諸課題等、会員のニーズを踏まえた上で、タイムリーなテーマを幅広く選定する。

なお、各委員会・WGの活動において、検討の成果が取りまとめられた場合は、それらの成果の発表の場としても活用する。

(2) 基礎講座

会員の新入社員や転任者など、流動化・証券化実務に初めて携わる初心者向けに、流動化・証券化実務の基礎的知識を身につける場として「基礎講座」を毎年継続的に開催している。

本講座は、従前より会員からのニーズが高いことや、将来、業界を背負って立つ人材の育成の観点から、本年度も継続して開催する。

(3) 実践講座

流動化・証券化に携わる人材育成の強化の観点から、会員の社員（職員）向けの研修サービスのより一層の充実を図るべく、上記「基礎講座」のアドバンスコースとして「実践講座」を新設し、流動化・証券化実務2～4年程度の中堅の社員（職員）を主な受講対象とした各種テーマの講義を実施する。

内容的には、証券化論、会計・税務、プライシング、法律関連（表明保証・コベナンツ、真正譲渡、イベント対応事例に基づく証券化の論点、流動化・証券化取引におけるデリバティブの活用など）、格付関連（実践的な観点からのノウハウ構築支援（及びイノベーション））をテーマとした講義を実施する予定である。

Ⅳ. その他の活動について

(1) 意見書の作成・提出

国際的な金融規制に顕著な、画一的かつ過度な規制強化の流れは、今後、わが国の証券化市場を再び活性化させる上で、大きな障害となるおそれがあることから、パブコメを中心に意見書の作成・提出を行うことによって、わが国の証券化市場の健全な発展の立場から積極的な意見表明を行う。

(2) 国内外の市場関係者、関係機関等との交流及び協力関係の強化

本年4月23日に開催された、バーゼル銀行監督委員会主催のロンドンでのラウンドテーブルに当協議会（宮澤秀臣客員研究員）が参加し、わが国固有の論点

の提示・説明を行ったほか、欧米の市場関係者、関係機関との関係を築く足掛かりができた。

そこで、これを機に、今後より一層、欧米の市場関係者、関係機関との交流を深めることによって良好な協力関係を保ち、また、国内では、日本証券業協会、全国銀行協会といった関係団体との協力関係の強化、行政機関とのパイプの強化を図ることによって、より効率的かつ効果的に、わが国の証券化市場の立場からの意見表明を行える体制を整えていく。

(3) その他会合の開催

① 資源・環境・金融懇話会の開催

資源、環境を含むエネルギー戦略とその構築のために必要な資金調達スキーム等についての意見交換および関連市場関係者間の親睦を図ることを目的として開催する。

② SPCに係るミーティングの開催

SPCの事務運営上の疑問点等に関して自由に意見交換し、問題意識を共有する場として開催する。

(4) 調査研究の受託

公益社団法人リース事業協会より調査研究を受託することとし、内容は「不動産を含めたリースマーケットと証券化の現状と動向（おもに日米比較）」を予定している。

(5) 会員への情報発信、情報の共有化

ホームページのコンテンツの充実、会報誌『SFJ Journal』の誌面の充実等により、委員会・WG等の活動状況や、行政動向、関連法律・関連諸制度の動向等に関して、会員に対するタイムリーな情報発信および情報の共有化を図る。

(6) その他

① 新規会員の開拓

証券化市場の縮小に伴い、会員数も減少傾向にあるため、より既存の会員にとって有意義な事業展開を図るとともに、新規会員の開拓にも力を入れる。

② 情報・文献等の収集・整備

証券化市場、実務等に係る国内外の情報・文献等の収集・整備を図る。

以上